

準中型免許の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%(上限10万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込まれません。

◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

普通1種所持の方・・・入学金、適性検査、学科教習、技能教習(延長分・補習分を除く)

支給対象合計額 151,910 円 (20%相当は 30,382 円) 指定番号 0320022-1720032-4

運転免許をお持ちでない方・・・入学金、適性検査、技能教習(延長分・補習分を除く)

支給対象合計額 390,170 円 (20%相当は 78,034 円) 指定番号 0320022-2020022-1

◆教習料金の価格◆

- ・学科教習…1 時限あたり 22,00 円
- ・技能教習…1 時限あたり 5,720 円(高速教習の 1 時限分のみ 8,140 円)
- ・技能検定…1 回あたり 8,800 円

所持免許	A								小計	B		合計
	入学金	学科教習	効果測定	教科書	適性検査	救護器具	証明書	写真代		技能教習	検定料	
普通1種 (限定なし)	66,000	2,200			2,200		2,750	880	74,030	81,510	17,600	173,140
免許なし	66,000	59,400	2,200	2,750	2,200	330	2,750	1,760	137,390	259,490	17,600	414,480

※合計の金額は延長教習・自由教習・検定不合格のない場合の最小金額です。

※割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の【A】から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

※教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000 円の退校手数料がかかります。

なお、途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

※直前(技能教習開始まで1時間以内)や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1回あたり5,720円)がかかります。